

第1回 新宿区基本構想審議会 会議要旨

1 開催日時

平成28年7月15日（金） 午前10時～12時

2 会場

新宿区役所 本庁舎5階 大会議室

3 出席者

(1) 新宿区基本構想審議会委員

植村尚史委員、小野田弘士委員、金安岩男委員、浅見純子委員、石田孝子委員、今井康之委員、海東和貴委員、金澤由利子委員、金子和子委員、小池玲子委員、関根恵美子委員、只野純市委員、土屋慶子委員、二藤泰明委員、馬場章夫委員、林直樹委員、福井清一郎委員、船木充実委員、八名まり子委員、山下馨委員、下村治生委員、有馬としろう委員、佐原たけし委員、赤羽つや子委員、近藤なつ子委員、志田雄一郎委員、ふじ川たかし委員

（欠席：植田浩史委員、神長美津子委員、野澤康委員、久田嘉章委員、大浦正夫委員、木島富士雄委員、辻彌太郎委員、古田末彌委員）

(2) 事務局

総合政策部長、企画政策課長

健康部長、都市計画部長

地域福祉課長、障害者福祉課長、健康づくり課長、健康部副参事（地域医療・歯科保健担当）、都市計画課長、都市計画部副参事（まちづくり計画等担当）

4 主な内容

(1) 新宿区基本構想審議会 委員の委嘱

ア 委嘱状の交付

イ 区長挨拶

ウ 自己紹介

(2) 会長の選出、会長代理の指名

(3) 諮問

(4) 審議

ア 確認事項

イ 情報共有

ウ 施策の方向性

基本政策 I 暮らしやすさ 1 番の新宿

個別施策2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築

個別施策3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

個別施策4 成年後見人等による権利の擁護

個別施策7 セーフティネットの整備充実

(5) その他事務連絡

5 発言要旨

○菅野企画政策課長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから新宿区基本構想審議会を開催させていただきます。本日は、第1回目の審議会でございますので、会長選出までの間、会議次第に沿いまして、事務局で進行させていただきます。私は、新宿区総合政策部企画政策課長の菅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の日程についてご説明をさせていただきます。次第をご覧ください。

はじめに、委員の委嘱を行います。次に、会長の選出と会長代理の指名を行います。次に、区長から会長に諮問を行います。そして、審議を行っていただきます。

それでは、はじめに、基本構想審議会委員の委嘱を行います。新宿区基本構想審議会条例第3条の規定に基づき、新宿区長、吉住健一から委員の委嘱を行います。

各委員におかれましては、お名前をお呼びいたしますので、恐縮でございますが、ご自席でご起立の上、委嘱状をお受け取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

植村尚史様

○吉住区長 委嘱状、上村尚史様、新宿区基本構想審議会委員を委嘱します。平成28年7月15日、新宿区区長、吉住健一、よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 小野田弘士様

○吉住区長 委嘱状、小野田弘士様、以下同文です。よろしくお願いいたします。

- 菅野企画政策課長 金安岩男様
- 吉住区長 委嘱状、金安岩男様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 浅見純子様
- 吉住区長 委嘱状、浅見純子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 石田孝子様
- 吉住区長 委嘱状、石田孝子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 今井康之様
- 吉住区長 委嘱状、今井康之様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 海東和貴様
- 吉住区長 委嘱状、海東和貴様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 金澤由利子様
- 吉住区長 委嘱状、金澤由利子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 金子和子様
- 吉住区長 委嘱状、金子和子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 小池玲子様
- 吉住区長 委嘱状、小池玲子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 関根恵美子様
- 吉住区長 委嘱状、関根恵美子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 只野純市様
- 吉住区長 委嘱状、只野純市様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 土屋慶子様
- 吉住区長 委嘱状、土屋慶子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 二藤泰明様
- 吉住区長 委嘱状、二藤泰明様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 馬場章夫様
- 吉住区長 委嘱状、馬場章夫様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 林直樹様
- 吉住区長 委嘱状、林直樹様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 福井清一郎様
- 吉住区長 委嘱状、福井清一郎様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。

- 菅野企画政策課長 船木充実様
 - 吉住区長 委嘱状、船木充実様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 八名まり子様
 - 吉住区長 委嘱状、八名まり子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 山下馨様
 - 吉住区長 委嘱状、山下馨様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 下村治生様
 - 吉住区長 委嘱状、下村治生様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 有馬としろう様
 - 吉住区長 委嘱状、有馬としろう様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 佐原たけし様
 - 吉住区長 委嘱状、佐原たけし様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 赤羽つや子様
 - 吉住区長 委嘱状、赤羽つや子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 近藤なつ子様
 - 吉住区長 委嘱状、近藤なつ子様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 志田雄一郎様
 - 吉住区長 委嘱状、志田雄一郎様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 ふじ川たかし様
 - 吉住区長 委嘱状、ふじ川たかし様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。
 - 菅野企画政策課長 なお、辻彌太郎様はまだお見えになっていません。また、本日、ご欠席のご連絡をいただいております委員が7名いらっしゃいます。植田浩史様、神長美津子様、野澤康様、久田嘉章様、大浦正夫様、木島富士雄様、古田末彌様でございます。
- それでは、ここで吉住区長からご挨拶を申し上げます。

- 吉住区長 皆様、おはようございます。このたびは、新宿区基本構想審議会の委員をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。新宿区は、新宿区基本構想に掲げる“めざすまちの姿”「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。この施策の方向性を示すものが総合計画であり、区の最上位の計画として、あらゆる政策のもととなっております。

現在の総合計画は平成20年度にスタートし、計画期間は平成29年度までとなっております。

ります。今回、この基本構想審議会におきましては、平成30年度以降、39年度までを目途とした計画、目標を設定していただく、その議論をお願いすることとなります。

総合計画におきましては、基本計画と都市マスタープランの両方の性格をあわせ持ったものとし、基本計画につきましては、基本構想審議会の委員である皆様方にご審議をいただき、都市マスタープランに関する部分につきましては、都市計画審議会の皆様にご審議をいただくこととなります。そして、皆様方からいただいたご意見を総合させていただきます、総合計画として一体的な計画として仕上げていくこととなります。

新たな総合計画の策定に当たりましては、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、競技大会の時点は計画期間の途中です。あくまでも通過点として、その後の新宿のまちがどのような姿になっていくのか、発展をしていくのか、豊かさを維持できるのか、そのような観点からご議論いただければ大変ありがたいと思っております。

また、オリンピックと同時にパラリンピックも当然ございますので、そういう意味で、私どもはユニバーサルデザインのまちをつくっていくということでこの数年来、まちの皆様と議論をさせていただいていますが、どのようにしたらあらゆる立場、境遇の方が移動しやすいのか、そのような環境を整備できるのか、そういう方向性もまたお示しいただければありがたいと考えております。

そして、新宿区が抱える問題としては、やはり災害に強いまちづくりをしなくてはならないという課題も残されております。耐震化、不燃化、あるいは避難路の確保、さまざまな観点からまたご議論いただければありがたいと思っております。そうした取組を通じて豊かさを伸ばしていくと同時に、持続的な発展ができる新宿のまちを目指しまして、新しい新宿の施策の方向性を皆様の議論を通じて描いていただければ幸いです。

どうか委員の皆様方からは、忌憚のないご意見を賜りますことを心からお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

これからどうかよろしくお願ひいたします。

○菅野企画政策課長 区長、ありがとうございました。

それでは、ここで委員の皆様方に自己紹介を行っていただきたいと存じます。お手元の名簿に基づきまして、学識経験者、区議会議員、区民委員などの区分とお名前をお願いしたいと存じます。

なお、団体推薦の皆様方におかれましては、所属団体の名称もお願いをいたします。

それでは、マイクをお回しいたしますので、植村委員から順番にお願いをいたします。

○植村委員 学識経験者ということで参加させていただいております早稲田大学の植村でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○小野田委員 同じく学識経験者として参加させていただく早稲田大学の小野田と申します。よろしく申し上げます。

○金安委員 慶應義塾大学と、こちらの新宿の自治創造研究所の所長もしております金安と申します。よろしくお願いいたします。

○浅見委員 新宿区立中学校PTA協議会代表、西新宿中学校PTA会長の浅見純子と申します。よろしくお願いいたします。

○石田委員 しんじゅく女性団体会議から参りました石田孝子と申します。よろしくお願いいたします。

○今井委員 新宿区障害者団体連絡協議会の今井と申します。よろしくお願いいたします。

○海東委員 おはようございます。新宿区立小学校PTA連合会会長をしております海東と申します。よろしくお願いいたします。

○金澤委員 公募委員で参りました金澤由利子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子委員 新宿区スポーツ推進協議会会長、金子和子と申します。よろしくお願いいたします。

○小池委員 公募委員として参加しております小池玲子と申します。よろしくお願いいたします。

○関根委員 公募委員の関根恵美子と申します。よろしくお願いいたします。

○只野委員 青少年委員会会長会から参りました角筈地区の只野と申します。よろしくお願いいたします。

○土屋委員 10地区の地区協議会の代表として参りました。私は若松地区に属します土屋慶子でございます。よろしくお願いいたします。

○二藤委員 おはようございます。公募委員として参りました二藤泰明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場委員 東京商工会議所から参りました副会長の馬場でございます。よろしくお願いいたします。

- 林委員 町会連合会から派遣されました林直樹と申します。よろしくお願いいたします。
- 福井委員 新宿区商店会連合会から参りました神楽坂の福井と申します。よろしくお願いいたします。
- 船木委員 おはようございます。新宿区民生委員・児童委員協議会の会長会から出向されました榎町地区民生委員・児童委員協議会会長の船木でございます。よろしくお願いいたします。
- 八名委員 公募委員として参加させていただいております八名まり子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山下委員 おはようございます。新宿NPOネットワーク協議会から参りました山下と申します。よろしくお願いいたします。
- 下村委員 おはようございます。新宿区議会、今回7名の委員が参加させていただいておりますが、私は区議会議長の下村治生と申します。よろしくお願いいたします。
- 有馬委員 おはようございます。区議会の副議長をしております有馬と申します。よろしくお願いいたします申し上げます。
- 佐原委員 おはようございます。区議会議員の佐原たけしでございます。よろしくどうぞお願いします。
- 赤羽委員 同じく区議会議員の赤羽つや子でございます。よろしくお願いいたします。
- 近藤委員 同じく区議会議員の近藤なつ子です。よろしくお願いいたします。
- 志田委員 同じく区議会議員の志田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ふじ川委員 最後になりました、同じく区議会議員のふじ川たかしでございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 委員の皆様、ありがとうございました。
次に、区の出席者を紹介させていただきます。
改めまして、新宿区長の吉住健一でございます。
- 吉住区長 よろしくよろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 総合政策部長の針谷弘志でございます。
- 針谷総合政策部長 針谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 また、関係部課長といたしまして、都市計画部長の新井でございます。
- 新井都市計画部長 どうぞよろしくお願いいたします。

- 菅野企画政策課長 都市計画部副参事まちづくり計画等担当の竹内でございます。
- 竹内都市計画部副参事（まちづくり計画等担当） 竹内です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 地域福祉課長、齊藤でございます。
- 齊藤地域福祉課長 齊藤です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 障害者福祉課長、関本でございます。
- 関本障害者福祉課長 よろしく申し上げます。
- 菅野企画政策課長 健康部長、高橋でございます。
- 高橋健康部長 よろしく申し上げます。
- 菅野企画政策課長 健康づくり課長、山下でございます。
- 山下健康づくり課長 よろしく申し上げます。
- 菅野企画政策課長 健康部参事（地域医療・歯科保健担当）、矢澤でございます。
- 矢澤健康部参事（地域医療・歯科保健担当） よろしく申し上げます。
- 菅野企画政策課長 次に、審議会の会長の選出を行います。

会長は、条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員が互選することになっております。「会長は、審議会を代表し、会務を総理する」といった重要な役割を担っていただきます。

それでは、会長の選出についてご発言がございましたら挙手のほうお願いいたします。

（小野田委員が挙手）

小野田委員、お願いいたします。

- 小野田委員 長く区政にかかわっていると伺っております金安先生が適任かと思いますが、いかがでしょうか。
- 菅野企画政策課長 ただいま金安委員をご推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 菅野企画政策課長 ありがとうございます。それでは、金安委員に会長をお願いしたいと存じます。

金安委員には、会長席にお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、金安会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○金安会長 金安でございます。ご推薦いただきましたので、これからこの審議会の議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野企画政策課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

次に、条例第5条第4項の規定に基づきまして、会長から会長代理を指名させていただきます。

金安会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○金安会長 会長代理の方には、私と一緒にこの会議の進行と取りまとめをお願ひする役になっていただきます。そこで、学識経験者でこの分野のご経験も豊富な植村委員にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○菅野企画政策課長 ありがとうございます。会長代理のご指名がございましたが、植村委員、よろしいでしょうか。

それでは、植村委員に会長代理をお願ひしたいと存じます。

植村委員には、会長代理席にお移りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、植村会長代理に一言、ご挨拶をお願ひ申し上げます。

○植村会長代理 ただいま会長代理にご指名いただきました植村でございます。会長を補佐させていただきます、この会の運営を円滑に進めることに努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野企画政策課長 植村会長代理、ありがとうございます。

会長と会長代理が選出されましたので、ここで吉住区長から会長宛てに諮問を行います。

金安会長と区長、前のほうに出ていただけますでしょうか。

○吉住区長 諮問。新宿区基本構想審議会会長、金安岩男様。新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について諮問します。平成28年7月15日、新宿区長、吉住健一

○菅野企画政策課長 会長、区長、ありがとうございます。お席にお戻りいただきたいと思ひます。

なお、皆様のお手元には諮問の写しを配付してございます。ご確認ください。

それでは、ここから審議に入りたいと思ひます。

大変恐縮ですが、区長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

す。ご了承願います。

ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。私と総合政策部長は事務局席へ移らせていただきます。

それでは、金安会長、よろしくお願い申し上げます。

○金安会長 それでは、これからの進行は私、会長となりました金安のほうで進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これまで、お手元にある今日の議事次第の1から3までが終わりましたので、4以降の審議に入りたいと思います。

審議の1番目が確認事項、2番目が情報共有、3番目が施策の方向性とありますので、まず1番目の確認事項について事務局から説明をお願いします。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。私から何点かご説明をさせていただきます。

はじめに、定足数の確認でございます。本日の出席委員は27名でございます。委員の半数以上にご出席いただいておりますので、条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日、お配りしております資料一覧をご覧ください。

まず、事前に送付をさせていただきます、資料1-①総合計画策定スケジュール（予定）でございます。資料1-②新宿区基本構想審議会日程（予定）でございます。資料2-①基礎資料：新宿区総合計画について、資料2-②基礎資料：新宿区の人口・土地利用の動向でございます。資料2-③、冊子ですが、新宿区の財政でございます。資料3-①個別施策2、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築です。資料3-②個別施策3、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備です。資料3-③個別施策4、成年後見人等による権利の擁護です。資料3-④個別施策7、セーフティネットの整備充実、以上が事前送付のものでございます。不足等ございましたら事務局にお申しつけください。

それから、本日机上に配付させていただきます資料の確認をお願いいたします。

参考資料1、新宿区基本構想審議会条例と条例施行規則、施行規則は2枚目の裏面になってございます。参考資料の2、新宿区基本構想審議会傍聴規程。参考資料3-①、町会・自治会等からのご意見について、参考資料3-②、調査票「新たな総合計画策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください」、参考資料4、新宿区総合計画の策定に向

けたインターネット・アンケート調査結果要旨、参考資料5-①、新宿区総合計画策定に向けての区民討議会開催結果概要、参考資料5-②、区民討議会ワークシート（全体）、参考資料6、新宿区総合計画（平成20～29年度）で定める成果指標の現状

あわせて、机上新宿区の地図や現在の総合計画等の冊子類を置いてございます。

不足している資料がありましたら事務局にお申し出ください。

それでは、次に傍聴規程についてです。参考資料2の傍聴規程をご覧ください。本日配付した参考資料2でございます。

第2条におきまして、何人も審議会を傍聴することができるとしていることから原則公開でございます。ただし、会議内容に新宿区情報公開条例に規定する非公開情報が含まれる場合は非公開といたします。

第3条におきましては、傍聴を希望する者は、審議会会長に書面にてお申し込みをいただきます。

第4条におきましては、会議資料につきまして閲覧に供するものといたします。

第5条から第7条に関しましては、傍聴者の遵守義務と違反したときの退室命令等について定めてございます。

次に、会議録の取り扱いについてです。会議録につきましては、音声を録音したものをもとに作成させていただきたいと存じます。また、発言者のお名前も掲載させていただきますので、発言の際にはよろしく願いいたします。

なお、会議録は区ホームページで公開をいたします。よろしく願います。

次にスケジュールでございます。事前送付の資料の1-①、総合計画策定スケジュール（予定）をご覧ください。

こちらは、全体のイメージとなっておりますが、上半分が基本構想審議会における基本計画の審議、下半分が都市計画審議会におけます都市マスタープランの審議となつていまして、同時並行で総合計画を策定するというものでございます。本日、平成28年7月に審議会を設置いたしまして、29年2月に答申をいただくということを考えてございます。

また、いただいた答申をもとに平成29年度に区の計画としてつくり上げまして、29年12月に議決をいただくことを考えてございます。策定に当たりましては、パブリックコメントの実施、地域説明会の開催等、多くの区民の皆様からご意見をいただく機会

を持ってまいります。

次に、事前送付分の資料1-②をご覧ください。新宿区基本構想審議会日程（予定）をご覧ください。

各回の審議事項のイメージでございまして、区では現在、具体的な行財政計画といたしまして、今年度と来年度、29年度の2年間を計画期間といたしました第三次実行計画に取り組んでございます。この第三次実行計画は、現在の総合計画の総仕上げとして、新たな総合計画の橋渡しとなる計画でございます。このため、第三次実行計画の基本政策をベースに各回の審議を行うことを考えております。

なお、本日は基本政策の1、暮らしやすさ一番の新宿の中から高齢者、障害者など、福祉の分野を中心にご審議いただく予定でございます。第5回まで基本政策ごとにご審議いただきまして、第6回には骨子案としてまとめ、区民の皆様からご意見をいただいた上で、第8回に答申をいただくことを考えてございます。

なお、基本政策については、後ほど資料で説明をさせていただきます。

次に、部会の設置についてです。

条例第7条では、審議会に部会を置くことができますとなっています。各委員からいただいたご意見を取りまとめて、骨子案をつくるために前回は学識経験者による起草部会を設置してございます。条例では会長が指名する委員をもって組織するということになっておりますので、金安会長とご相談をさせていただき、設置できればと考えております。

最後に、マイク的使用方法でございます。ご発言の際は、机上マイクの「発言」と書いてあるところを押していただき、マイクの頭の下部分が緑に点灯いたしましたら、ご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押してください。

確認事項については以上でございます。

○金安会長 ありがとうございます。

確認事項について、事務局からご説明をいただきました。ご説明いただいた中で部会に触れられていましたが、会長である私から学識経験者を指名させていただいて進めていきたいと考えております。

今のご説明ですと、今日が1回目の審議会、8回の審議会を予定し、来年の2月までに先ほど区長からいただいた諮問に対しての答申をするというのがこの審議会の役割ということになります。皆さんからご質問、ご意見等がありますでしょうか。どなたか

らでも結構ですので、挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

それでは、次の２番目、情報共有となっております。新宿のこれからを、この基本構想審議会が審議を進めるに当たって、私たち委員が理解しておくという基本的な事項についての情報共有ということです。

事務局からご説明をお願いします。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。着座にて失礼をさせていただきます。

はじめに、総合計画について説明させていただきます。事前送付をいたしました資料 2－①、基礎資料：新宿区総合計画についてをご覧ください。

左上の計画の体系からご説明をいたします。

区の計画は、基本構想、総合計画、実行計画の３層構造になっています。総合計画は、施策の方向性を示したものであり、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせ持った計画です。そして、現在の総合計画は、平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間としています。

左下の新たな総合計画の策定についてです。現在の新宿区基本構想に掲げる“めざすまちの姿”「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けまして、平成30年度から始まる新たな総合計画を策定いたします。計画期間は10年程度とし、5つの基本政策をベースに策定します。策定に当たっての視点をご覧のとおりでございます。

次に、表の右側をご覧ください。

計画のベースとなる基本政策でございます。基本政策の1、暮らしやすさ一番の新宿、基本政策2、新宿の高度防災都市化と安全・安心の強化、基本政策3、にぎわい都市新宿の創造、基本政策4、健全な区財政の確立、基本政策5、好感度1番の区役所、以上の5つの基本政策には分野ごとに個別施策が設定されています。皆様には個別施策ごとにご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、資料2－②をご覧ください。基礎資料：新宿区の人口・土地利用の動向でございます。

まず、図表の1をご覧いただきまして新宿区の人口ですが、1995年を底に増加傾向でございます。

続きまして、図表の2をご覧ください。特に外国人の人数は右肩上がりが増えていきます。

図表の3をご覧ください。年少人口は減少しており、高齢者の人口が増えています。

図表の4をご覧ください。新宿区と全国の人口ピラミッドの比較です。全国と比べますと新宿区は18歳までの人口が非常に少なく、逆に20代の人口が多いというのが特徴として読み取れます。

図表の6をご覧ください。新宿区は、単身世帯の割合が増加しており、全国と比較しても高い水準となっています。

次のページをお願いいたします。図表の10をご覧ください。将来推計人口では、2030年に37.3万人でピークを迎えまして、2035年までは維持をし、その後、減少に入り、2060年には33.9万人となると見込まれてございます。

次に、新宿区の土地利用ということでございまして、資料の下の部分です。赤枠のポイントをご覧ください。新宿区は一般の住宅地や商業地に特化した市街地と異なりまして、多様な用途や建物、形態がモザイク状に混じり合った土地利用の特性を持っています。新宿のまちは西新宿の高層ビル街、新宿駅周辺の繁華街、神楽坂のような江戸情緒のあるまち並み、さらに、地場産業の印刷製本関係の工場の集まる地域ですとか閑静な住宅街など、さまざまな地域が存在してございます。

各地域の土地利用についてはご覧のとおりでございしますが、例えば落合地域では住居系が多いということが読み取れますし、新宿駅周辺では商業、業務系が多くなっているということがわかると思います。

続きまして、資料2-③、冊子でございまして、新宿区の財政をご覧ください。

こちらについて簡単に説明させていただきます。2ページですが、新宿区の28年度一般会計当初予算ということで、歳出に当たりまして、1万円当たりの内訳が下のほうでございまして、載っております、福祉費が2,930円、子ども家庭費が1,759円等となっております。

また、区民1人当たりの内訳は、2ページの一番下ですが、歳出予算の目的別で、福祉費が12万7,288円、子ども家庭費が7万6,418円となっております。

次に6ページの下ですが、3、区債、起債と基金の残高について、平成8年からの青い部分が基金で、赤い部分が区債ということで、今までの傾向が載っております。26年度で申し上げますと、基金が336億円に対し、区債が203億円というような状況でございまして。

続きまして、本日配付いたしました参考資料をもとにご説明をさせていただきます。

今回、計画の策定に向けまして、さまざまな形で区民の皆様からご意見を頂戴してございまして、参考資料3-①、町会・自治会等からのご意見について、をご覧ください。

1の対象にありますとおり、町会・自治会・地区協議会、または既設の各種審議会の皆様からご意見を頂戴しております。

また、2番、実施時期、3番、依頼方法はご覧のとおりでございます。

4番、ご意見の提出の方法ですが、参考資料3-②が調査票そのものでありまして、こちらにご記入をいただいたところでございます。

お戻りいただきまして5番、ご意見の件数ですが、調査票の提出が152件、ご意見の数としては3,172件と多数ご意見を頂戴いたしました。設問ごとのご意見のまとめは2ページ以降になっております。例えば、本日の審議の1つでございます高齢者に関しましては、3ページをご覧ください。

ご意見の内容は、特別養護老人ホーム、介護施設、グループホームなどの施設整備に関するものが最も多うございまして、次いで本日のテーマでもあります地域包括ケアシステムを実現し、在宅介護サービスの利用を促進させるというようなご意見がございました。ご意見につきましては、このようにまとめさせていただき、施策の方向性に反映するよう策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、参考資料の4をご覧ください。本日配付の参考資料4でございます。

新宿区総合計画の策定に向けたインターネット・アンケート調査の結果要旨でございまして、アンケートを行った人数は、区内の在住の方が935人、区外の在住の方が500人の計1,435人からご回答いただきました。

基本政策ごとに何が重要か、何が満足かというようなところを伺ったところ、例えば暮らしやすさ1番の新宿では、子育て、健康が重要であるという結果になってございます。また、新宿区民の定住意向や、区外の方の転入意向なども伺ってございます。これらも参考にさせていただき、施策の方向性に反映させていきたいと考えてございます。

また、今回、計画策定に向けまして区民討議会を開催させていただきまして、その開催結果概要ですが、参考資料5-①をご覧ください。

新宿区総合計画策定に向けての区民討議会開催結果概要でございます。6月25日、26日の2日間開催いたしまして、58名の方にご参加いただきました。この参加者ですが、無作為抽出の区民1,200名の方に参加いただけませんかとお案内しましたところ、ご応募いただいた58名にご参加いただきました。主な意見といたしましては、討議の

2、年をとっても暮らしやすいまちというテーマの際には、現役時代からパパ友をつくるなど、事前準備をしておくことという仲間づくりに関する意見ですとか、仕事のあっせん、仕事のできる場の提供など、仕事に関する意見がございました。

また、同じく討議の2、障害がある人も暮らしやすいまちというテーマのところでは、触れる機会、障害者サポートに参加する人数の拡大という障害者にかかわる人を増やすことや、もっと知りたい、もっと聞きたい、子どものころから教育することですとか、不自由さを知ること、障害者の気持ちを体験する、また、知る機会、企業等に対して障害者教育を実施したらどうかなどという、障害者についてもっと知ることが重要であるというようなご意見を頂戴したところでございます。

なお、討議会の実施結果につきましては、冊子にまとめた報告書を別途作成する予定でございます。

続きまして、参考資料6でございます。新宿区総合計画で定める成果指標の現状についてということで、こちらは、現在の総合計画におきまして成果指標という、いわゆる目標のようなものを定めております。その目標と現在の進捗状況をまとめたものを参考に配付をしております。

情報共有に関するご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

情報がたくさんで整理もしにくいかと思いますが、委員の皆さんの情報共有ということで今、報告的なご説明をいただきました。

これに関しては、今日は本題としては審議の3つ目の項目、施策の方向性というのに時間を費やしたいと思っておりますので、もし皆さんのほうから今の情報共有に関してご質問やご意見ございましたら、最後、時間に余裕があればお受けしたいと思っております。

それでは、続いて、3つ目の項目に関して、施策の方向性について、これが1-2、3、4、7と4つ項目がありますが、これに関して事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○菅野企画政策課長 事務局です。事前送付分の資料3-①をご覧ください。

個別施策2、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築をご覧ください。

資料のつくりといたしましては、はじめに、取組状況・成果がございまして、次に現状・課題、そして次のページですが、緑の枠でめざすまちの姿・状態、それから施策の

方向性という形で記述してございますので、よろしくお願いたします。

この緑の枠の部分が、新たな総合計画に盛り込むべき施策の方向性のあくまでも下地ということで、本日の資料でございますので、忌憚なきご意見を頂戴したいと考えてございます。

それでは、説明をさせていただきます。

1枚目にお戻りいただきまして、まず住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に関する取組状況・成果ということでございますが、一番上をご覧いただきまして、高齢者を地域で支える仕組みづくりに関しましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な相談機関である高齢者総合相談センターの機能の充実を図っております。このため、地域型高齢者総合相談センターの人員をほぼ倍増するとともに、区民にわかりやすい場所への移転を推進するなど、体制整備に取り組んでおります。

それから、下から3番目のかぎ括弧の2つ目でございますが、認知症高齢者への支援体制の充実ということにつきまして、認知症高齢者やその介護者への相談体制の充実を図る一方で、認知症サポーターの養成や認知症サポーターの活動拠点の整備を行うとともに、認知症に関する理解の普及啓発を図っております。

右側に参りまして、現状と課題でございます。括弧の上から3番目でございますが、高齢者を地域で支える仕組みづくりに関しまして、黒丸の1番です。高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えた上で、多世代交流を基本とした住民同士の支え合いが必要となります。

また、その次の括弧でございますが、健康づくりと介護予防の関係につきましては、高齢者が心身の機能を維持し、自立した生活を営めるよう、地域の社会的な活動への参加促進等を含めた健康づくり、また、介護予防を推進する必要があるというふうにご考えてございます。

現状・課題の一番下でございます。介護保険サービスの基盤整備、先ほどの町会・自治会でもご意見が多かったところでございますが、基盤整備ということで、介護が必要になっても自宅での生活を継続したいとの意向を持つ方が増加する中で、地域包括ケアを推進するためには、地域密着型サービスの整備を進める必要があります。しかし、地価が高い都心部ではなかなか用地の確保等が難しいことから、事業者の参入が難しいという状況、現状がございます。

また、施設サービスにつきましては、1人当たりの給付費が非常に高額というところがあり、保険制度の中では保険料に影響を与えますので、給付と負担のバランスを十分に考慮しながら行っていく必要があると考えております。

次のページ、2枚目をご覧ください。

そのようなことを踏まえまして、今後、新宿区が目指すまちの姿、状態はどういったものかということをございまして、高齢者の誰もが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができるとともに、安心して暮らせる住まいで生活をし、その中で充実した保健、医療、介護の体制に支えられた住み慣れたまちで誰もが必要な介護予防に取り組むことができる心身ともに健やかにいきいきと暮らせるまちというものを目指していきたいと考えておるものでございまして、具体的な施策の方向性といったしましては、課題にございますが、まず1番のかぎ括弧、地域包括ケアシステムの推進に向けてということで、1つ目の黒丸ですが、自助、共助、公助の自助ですね、自助力の向上への支援、また、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、地域のニーズとサービスや社会資源が的確にコーディネートされる取組を進めていきますというものでございます。

1つ飛びまして、3番目のかぎ括弧ですが、高齢者を地域で支える仕組みづくりが重要であろうというものでございまして、1つ目です。支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって高齢者の生活を支援する体制を整備していきたいと考えているものでございます。

また、右側の在宅療養支援体制の充実につきましては、医療介護連携が今後ますます言われてくる部分でございますが、2つ目の黒丸です。在宅医療に関する相談体制の充実を図るとともに、区民や関係機関に対して医療と介護に関する情報の提供をしていくものでございます。

右上に2つ写真がありますが、左側は認知症サポーターの養成講座ということで、認知症を理解しサポートしていただく方々の養成講座を行っておりまして、研修が終わって皆さんが認知症サポーターの証であります認知症サポーターのリングをおつけになって手を挙げていらっしゃるという写真でございます。

また、右側はぬくもりだよりの配布でございまして、75歳以上のひとり暮らしの方を対象に地区の民生委員の皆様や配布員がご自宅を訪問し配布しているという事業の紹介もさせていただいているものでございます。

続きまして、資料3-②をご覧ください。

個別施策の3、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備でございます。こちらの取組状況・成果ですが、1つ目、障害者グループホームの設置促進では、これまでにグループホーム（知的）7所、グループホーム（精神）10所を整備をしております。第三次実行計画におきましても民設民営方式により整備を進めているところでございます。

1つ飛びまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関しましては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現というものを目指しております。

その下、現状・課題でございますが、1つ目の障害者の地域生活支援体制の構築に関しましては、障害のある方が地域で安心した生活を送り続けることができるよう、相談体制や緊急時の受け入れ体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があると考えております。

また、2つ目ですが、障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるために、さらなる障害に対する理解、促進が必要であると考えております。

右側の緑の部分をご覧ください。

めざすまちの姿・状態でございますが、障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて障害者が住み慣れた地域で生活するため、地域でだれもが尊厳を持って暮らし続けられるまちを目指します。

施策の方向性でございますが、2つ目です。障害者の地域生活支援体制の構築につきましては、黒丸の2つ目で、区内障害者施設を活用したネットワークを構築することによりまして、障害者を支える仕組みを整備するというものでございます。また、障害者の就労支援に関しましては、就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していくという施策の方向性を考えております。

続きまして、資料3-③をご覧ください。個別施策4、成年後見人等による権利の擁護でございます。

取組状況・成果でございますが、上から3つ目です。平成27年度からは、制度利用に係る申立費用助成制度の新設とともに、成年後見人等への報酬助成制度について対象を拡充いたしました。その次ですが、新宿区成年後見センターへの相談件数につきまし

では、平成25年度が2,409件、26年度は2,916件、平成27年度は3,649件と増加をしております。これは成年後見制度の利用促進につながっているものと理解をしているところでございます。

その下、現状・課題でございますが、黒丸2つ目ですが、認知症高齢者が増えている中で、身上監護や財産管理を必要とされる方の増加も見込まれており、市民後見人等の新たな担い手の確保が求められていると課題認識しております。

右側のめざすまちの姿・状態ですが、判断能力が十分でないため、日常生活等に支障のある方でも地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現を目指すというのが、めざすまちの姿でございます。

施策の方向性ですが、成年後見制度の利用促進ということで、具体的には制度の利用が必要な方に対する相談、または助成を行うとともに、市民後見人の養成、また活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会などで検討し、より計画的な市民後見人の養成に取り組むことを考えております。

説明は最後でございます。資料3-④をご覧ください。

個別施策7、セーフティネットの整備充実でございますが、取組状況でございますが、1つ目、生活困窮者の自立支援の推進に関しましては、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づきまして、経済的に困っている方からの相談に対応する生活支援相談窓口を開設しております。自立相談支援事業ですとか住居確保給付金の支給、また、就労準備支援事業等の各種支援事業を実施してございます。

2つ目です。生活保護受給者の自立支援の推進に関しましては、最後のセーフティネットとしての生活保護制度により、最低限度の生活を保障するとともに、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、専門的な知識を持つハローワークや民間、また就労支援員等と連携を図ることによりまして、支援対象者に対し、経済的自立を目指した就労支援を実施しております。

現状・課題ですが、毎日の生活の中で、または長い人生におきまして、誰もが障害、疾病、高齢化、失業等により生活困窮になるということは考えられることとございます。一人一人の努力だけではなかなか解決が難しいということに対しましては何らかの支援を必要とすることがございます。自立して生活することが困難な状況に陥った方々に対しまして、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応の必要性を課題として考えております。

右側、めざすまちの姿・状態ですが、障害、疾病、高齢化、失業等によりまして生活困窮など、さまざまな境遇にあっても、区民一人一人が尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指し、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

施策の方向性でございますが、1つ目のかぎ括弧、生活困窮者の自立支援の推進に關しましては、生活に困窮している方に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことにより、問題がより複雑化、また深刻化する前に、自立の促進を図り、重層的なセーフティネットを構築したいと考えております。

また、生活困窮者への支援を通しまして、さまざまな分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している方を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図っていくといったところが施策の方向性でございます。

また、生活保護受給者の自立支援の推進やホームレスの自立支援の推進についても行っていきたいと考えておるところでございます。

資料の説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ただいまの個別施策につきまして、地域包括ケアシステムの構築からセーフティネットの整備充実まで、4つの施策についてご説明いただきました。委員の皆様にはこれからいろいろご意見いただきたいと思うのですが、何分たくさん委員の方いらっしゃいますので、限られた時間でどうやってもうまく進行したらいいかというのが課題にはなるかと思うのですが、事務局のほうで、今回こういう場でご発言の機会がなかった方にご意見を書いていただくということで、ご意見カードというものを用意しているようですので、そのご説明をお願いできますか。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。会長から今お話しいただきましたが、本日机上にこういったご意見カードを配付させていただいています。意見があったが発言できなかったという場合がございましたら、こちらにご記入いただきまして、会議終了後に事務局にご提出ください。

なお、ご意見カードにつきましては、施策の方向性に関する委員のご意見を記入していただきますので、次回の審議会で資料としてコピーを全委員に配付し、情報共有させ

ていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから審議に入りたいと思うのですが、今日は委嘱状の交付ですとか、あるいは基本的な事項の説明とか、どうしても時間を要するところがありましたので、4つの審議項目に限定してあります。次回以降はできるだけ多くの項目について皆さんと審議を行っていきたいと思いますので、ご理解、ご了解いただければと思います。

それでは、はじめに今日の個別施策の2、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築について意見交換したいのですが、まず発言のきっかけとして、この分野にお詳しい植村委員からご発言いただいて、それからほかの委員の方からご意見いただければと思います。

○植村委員 ありがとうございます。ご指名をいただきまして、まずこの個別施策という形で入ってきていただいているのですが、今、私が委員になっております高齢者保健福祉推進協議会でかなり具体的な個別施策ということになると、そちらのほうでもいろいろ検討しておるということでございます。

ここでどこまで個別施策に入り込むのかというのは少し難しい点がございまして、前提条件的なことでも少しご意見を申し上げたいと思います。

先ほど資料2-②というご説明がありまして、その右側に人口ピラミッドの絵が描かれているのですが、この人口ピラミッドは、新宿区と全国と比較するとかなり異質な人口ピラミッドに主軸はなっているということなのですが、これは全国の人口を見ますと、ほとんど外国との出入りが非常に少ない国なものですから、このピラミッドの形がそのままずっと上に上がっていくという形で将来読み取ることができます。

しかし、新宿区になると、恐らくこのままの形で上がっていくわけではなくて、人の出入りがものすごく大きくあるということで、このピラミッドの形というのは、つまり若くて働いていて、そういう人たちがたくさんいて、逆に子どもとか高齢者とか、いわば行政サイドから見るとお金がかかると言いますか、そういう人たちが非常に少ないという、見方によっては非常に恵まれた形になっています。それは恐らく若い人が入ってきてある程度子どもを産む、子どもを育てるという世代になっていくとどんどん出ていくという、この形なので、恐らくこの形が余り変わらないという、そういう見込みが立つわけですね。

今、高齢者の住み慣れた地域でということがあったのですが、そもそも、中年域で人が出ていってしまうので、高齢者として新宿区に残られる方というのは全体から見ると非常に、全国のレベルから見ると割合として小さくなっているということですね。

そして、その団塊の世代は少し膨らんでいるわけですが、その後がまた縮んでいくということで、その次の大きい世代が上へ上がってくることがないとすると、この10年間の計画ということであれば、団塊の世代が少しニーズが多いところが高齢者になっていくので、量的には高齢者の対策が大きくならざるを得なくなります。

しかし、その次が、つまり団塊の世代の方々がお亡くなりになった後はまた少なくなるのですが、一時的な問題というふうに捉えていくことになって、ずっと先まで、日本全体だとどんどん高齢化が進んでいく、それを考えなきゃいけないのですが、新宿は一時、とりあえず団塊の世代を乗り越えれば量的には高齢者の対策はそれほど要らないというような、そういう人口ピラミッドと読めてしまうのですが、このいわば新宿の形がそのまま将来もいくのか、それとももうこの膨らんでいる若い世代がそのまま定着して高齢者になっていくという、そういう新宿区になるのか、そこの見込みをまず立てないと、高齢者政策、どういうスタンスで臨めばいいのかということが随分変わってくるのかなというふうに思います。

せっかく総合計画なものですから、その総合計画、新宿区全体の将来の姿というものを考えた上で個別の政策をどう見るのかという、そういう議論が必要なのではないかなというふうに思うのですが。

○金安会長 どうもありがとうございました。

この審議会は総合計画にかかわりますので、そういう個別のことと全体とどうにらめっこしながら進めていったらいいのだろうかというご指摘だったかと思うのですが、いかがでしょうか。

何かほかの委員の方でもご意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

○石田委員 石田孝子です。私は、平和啓発、男女共同参画という啓発事業を15年間、行政の方々とさせていただいて、本当に平和教育の基盤を築かせていただいたなということを30周年の平和啓発誌に掲載させていただいたのですが、高齢者の役割というのが、本当に戦争を体験された方々が私たちにその体験を話してくださると、子どもたちが本当に生きる力、自分のおじいちゃんとかおばあちゃんがこういうふうに戦争になったらどうなるのだろうかという想像力を働いてくださって命が大事という、やっぱり家

庭・学校・地域の教育が一緒になっていくことが大事だなという面では、とても高齢者の方々が今、ご自分の体験されたことを生かしていただく、社会貢献をしていく、そういう場がとても大事だなということを感じております。

本当に新宿区には古くから、戦後すぐ皆さんが地域づくりに頑張ってきてくださった方が女性団体でもとてもたくさんいらっしゃいます。本当にそういう面では、そういう方々の体験を生かしていく、そういう計画もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからまた、新宿区の平和都市というのを考える上で戦争から平和を考える、新宿区で平和マップを作成させていただいて、平和マップウォーキングをずっとやらしていただいているのですが、ここも本当に今、参加する人が少しずつ増えてきましたから、また学校全体で取り組めば地域の年配の方々も取り組んでいけるなというふうに感じておりますので、その点もよろしくお願ひいたします。

○金安会長 ほかにいかがでしょうか。着席したままでご発言していただければと思ひます。いかがでしょうか。どうぞ。

○土屋委員 地区協から来ました土屋です。先ほど課長から政策2、地域包括ケアシステムの構築のご説明があったのですが、自助力の向上、協働事業として地域で支え合うというお話だったのですが、支えるほうのサポート側も生活に余裕があるわけではなく、時間的にも活動できる範囲が狭まれてくると思ひます。ですから、協働という名のもとの区民に対する押しつけ的な感じがとても感じられるのですが、もう少し行政のほうでケアするようなことも盛り込んでいただかないと、区民としては、少し方向が違ふんじゃないかなと私は感じたのですが。

○金安会長 というご意見ですが、何かありますか、課長のほうから。

○菅野企画政策課長 ご意見ありがとうございます。私のほうで自助力というところでピックアップして申し上げましたが、自助、公助、共助ということで、公助についてはもちろん保険制度ですとか行政としての責務がある中で、また共助についてもいろいろ日ごろからご協力いただきながら行政としても責任持ってやっていくという中で、自助のみに行政側から、自助のみで願ひしますということでは決してございませんで、公的な制度、また行政としての責務をした上で、地域の皆様方にもご協力いただきながら見守りができる社会を目指していきたいなということではございまして、自助のみ願ひしますということではございませんで。

○金安会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、山下委員。

○山下委員 ネットワーク協議会の山下です。先ほど、植村委員から人口ピラミッド絡みのお話があつてどうなのかなと思つたところなのですが、解釈の仕方のところなのですが、新宿というのは昔から長く住む、住み続けるというところをどこかで狙っている区だと思うのです。住民の数も多いし、一方で事業的な活動をしているところもあるけれども、昔から古い、牛込とか四谷とか、あるいは落合もそうですが、住むというのが基本にあると思うのですが、この人口ピラミッドの解釈で、どんどんどんどん若い人が、あるときになったら出ていってしまうというふうに見えるということで高齢者問題、対策問題というのはそんなに大きくなならないんじゃないかというふうに今受け取つたのですが、そもそも、新宿区の将来というのはそれでいいのかという素朴な疑問が沸きました。やはり、長く住むというのを基本ベースにするという今までどおりの方向で行くのであれば、当然、若い子たちが離れていかないでずっと暮らすというのは前提になるべきだろう。そうすると、やはり高齢対策事業というのはそれなりの規模を持たざるを得ないというふうに考えていくのが普通だと思うのですが、そうじゃない仕組みで、高齢者のこの問題、社会の問題について考えていくというのはどうかな、非常に素朴な質問です。

それと、高齢社会における多分、行政的に言えば規模と質の問題、両方あると思うのですが、規模がそんなにいかないからといって質の問題にカウントすることはできないので、そのバランスの問題、それから、この案の中では地域で支え合おうというのをベースにしていますが、先ほど申し上げた冒頭の住民が離れていくのだという地域コミュニティは成熟しない、そうすると地域包括なんていうことは誰がやるんだ、地域の高齢者対策を支える人たちがいない状態をずっと展望しながらこういった構想を描いていいのかという質問をさせていただきたいと思つました。

○金安会長 ありがとうございます。どうぞ。

○近藤委員 区議会議員の近藤です。住み慣れた地域で暮らし続けるというのは、多くの区民の方が思つていますが、新宿の特徴としては、やはり単身の世帯が多いということと、やはり単身の高齢者も同時に多くなつてきている。10年前、20年前と比べてもそれは格段に増えているというふうに私自身も感じますし、多分ご自身たちもそう思つていると思うのです。そういう中で、やはり家族の力が弱まっている中で、また自分自身が高齢化していくというように考えるならば、やはりそこをどう支え合うかという行政上のシステムがいかにか構築されていくかということはまず第一の課題だというふうに思つて

います。

よって、介護保険制度等かなり劇的に変わってきていますので、高齢者はそれに翻弄されて、なかなか安心して年をとっても介護はしているなというところが担保されていないということがあるやに私たちは感じますので、そのこのところをやはりどうするかというのがまず一点だと思います。

それと同時に、住み慣れた地域でという中でコミュニティを構築するというのも、もう1つは大事だと思います。そこには居場所づくりというのがもう1つのキーワードになってくると思いますし、自分自身で元気になるということも大事ですから、長野などがよくやっていますPPKという、ぴんぴんぎりぎりまで健康でいて、最後、本当に寝たきりになる時間等を小さくしていく、それは自分自身の努力と同時に、やはり行政が相当かかわって保健指導や健康指導ということをやりながら総合的に構築されていく中身だと思いますので、やはりその辺も対応していく必要があるのかなと思います。

最後に、この1枚目の介護保険サービスのところですが、施設が欲しいという要望は大変高くあるわけですが、そこに釘指すように、給付と負担のバランスを十分に考慮する必要があるというようになってきますと、やはりそのこのところを非常に危惧する流れが出てくると思うのですが、既に今、介護老健施設が非常にがらがらだと言われていきます。昨年の8月から2割の負担が一部の人に始まって、ちょっと行けていた方が少なくなるのかなというふうに思いまして、その辺も含めてやっぱり負担と給付と単純に言う言葉は簡単なのですが、必要な人が必要なサービスを受けられるということが大前提であって、制度というか目標がつくられていくべきではないかなというふうに思いましたので、一応その点だけ申し上げます。

○金安会長 まだご意見があるかと思いますが、あと3つ項目がありますので、最初の項目はこれにて終えたいと思います。ご意見のある方は、先ほど事務局からご説明がありましたご意見カードにご記入いただければと思います。

続いて3番目の項目なのですが、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備ということで、これから3つの項目がありますので、1つ10分ぐらいで審議をしたいと思いますので、ご意見のある方は簡潔にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○今井委員 新宿の障害者団体連絡協議会の今井と申します。障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備という項目でございますが、現在、障害当事者が抱えている問題

といたしましては、やはり親御さんの高齢化によって今現在は親がみている世帯が非常に多いのですが、その世帯がこの先、二、三年、5年後すると親がもう当事者の方もみれなくなってしまうというような現状がございます。その中で、地域で支えるサービスが非常に少ないというようなこともありまして、そのサービスを増やしていくことを必要に応じて行っていく必要があるかと思っております。

また、障害者問題だけではなくて、高齢者の問題であったり、児童の問題もそうなのですが、その背景にある問題というのは非常に繋がっている要素が高いです。今までは高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉という形でさまざまな行政の縦割りの事業の中で行われてきた施策というのが、横断的に施策を展開していかないと、なかなかその方々に手が差し伸べられない状況というのが来ております。

特に先ほど来から新宿の人口ピラミッドの話が出ておりますが、実は新宿は18歳以下の方々が非常に少ないというような現状がございます。ただ、18歳以下の方々が今問題となっているのは、発達障害であったり、精神障害者の低年齢化というような問題もございまして、そういった問題を早期に発見していくということをやっていくと、学校教育の中でいかに障害の理解を深めていくかというような取組をしていくことであったり、専門職であるスクールカウンセラーなどがきちんとそういった状況を事前に察知して把握して、しかるべき機関であったり、そういう関係行政につなげていくということもしていかなければならないと思います。そういった専門職の今現在の配置をふやしていくとか、そういうこともしていく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○金安会長 ありがとうございます。ほかにご意見、いかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 お願いします。先ほどからの質問も今回も重複するかもわからないのですが、この総合計画の、これは元気な方のプランなのですが、実際に安心プランという形に、なかなか私も一介の区民の立場から見ると、要するにどういうことかと言うと、ケアシステムを安心して暮らすための一番の終の住みかはできるだけ在宅でという形を迎えようということで今できているようですが、一番区民にとって、高齢者にとって安心なのは医療体制ですね。その中で、この中に意見が余り反映されていないのは、新宿区には優秀な医師会、それから歯科医師会というのがあるのですが、前も私何か、木島先生とか歯科医師会会長なんかのお話を聞いたり、いろいろ講演を伺ったりはしているのですが、ああいう方のあれがここに反映されていると思うのです。だから、要するに具体的

に地域密着医療ということの中にもう少し入れて、本当に安心するのは幾らこのプランが安心してもいいものが出て絵の餅になってもいけないので、一番我々が安心なのは、いざというときに24時間体制で本当にひとりで暮らしても安心なのか、包括ケアシステムの話はちょっと飛んじゃいますからあれですが、まずそこです。その意見がどうもここに反映されていないという気はします。

○金安会長 どうもありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。何か課長からありますか。

○菅野企画政策課長 今回は地域包括ケアシステムということで、医療介護連携や在宅療養などに触れておりますが、直接健康ということでございますと、第2回の個別施策の1で健康寿命の延伸に関する取組等の充実というところで審議させていただきます。次回ですので、またよろしく願いいたします。

○金安会長 ほかにいかがでしょうか。ご意見ありますか。次に進めてよろしいですか。

それでは、1－4の項目ですが、成年後見人等による権利の擁護ということで、まず、この分野に関係の深い船木委員からご発言をお願いできますでしょうか。いかがですか。

○船木委員 民生委員をやっております船木でございますが、成年後見等による権利の擁護ということにつきましては、今の資料が欠けていまして、私読めていなかったのですが、ふだんから考えている印象といたしましては、新宿区社会福祉協議会が先頭に立っておやりになっていらっしゃるんですね。そのことで、その延長上に一般の方の成年後見制度に対する認識につきましてもいろいろな講座でもって浸透させていただいており、ありがたいことだと思っております。区もこれを並行して支援なさっているようでございますので、結構な方向かなとは思っています。

これにつきましては、余り今現在、問題とか課題と言われるものはないような印象を持っております。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の方いかがでしょうか。どうぞ。

○赤羽委員 区議の赤羽と申します。国もこの4月に成年後見制度利用促進法というのができて、現実的にはこれから中身が、法整備的にはどういうことかというのはまだ私たちも存じ上げておりませんが、いわゆる、高齢者の社会保障の最終版と言うのですか、介護保険制度があり、最終的なところの一番大事な制度だと思うのですが、日々の相談件数なんかの推移の増え方を見ますと、現在、社協で成年後見制度を中心にやっちらる市民後見人の育成ですね、これがこのスピードで需要が見合うのかなと私は非

常に懸念しております。そういう中で、例えば国の法律も変わってまいりますので、それに合わせて、先進的な新宿区の成年後見センターの機能がありますので、やはりそれを見合せてせつかくちょうどいいタイミングで基本計画ができますので、そこをしっかりと見た上で国の歩調に合わせて区も機能アップできるようにするべきだということを私は常々感じております。

市民後見人の方も本当に努力はされているし、やっているということはよくわかるのですが、なかなかそのスピード感でいいのかということ非常に心配しております。

○金安会長 どうもありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○山下委員 山下です。私も専門家じゃないので聞く感じで恐縮なのですが、成年後見人制度等によるという、この権利の擁護の話なのですが、例えば財産管理とかその辺の話というのは、今後それなりの社会問題化するんだろかな、少し認知症になりそうだとか、あるいはいろんなぐあいが悪いということなのですが、どうも成年後見人制度だけではカバーできないみたいだということ聞いていて、例えばいろんな信託方式ありますよね、任意信託とか、そういったいろんな制度を盛り込まないと全体的なカバーというのはどうもこれからの高齢社会の中ではいきそうもないというふうに聞いておりますので、そういった視点も盛り込んでいただけるといいかなと思いました。

○金安会長 どうもありがとうございます。ほかにご意見は。どうぞ。

○林委員 私、この表を初めて拝見するのですが、この後見人制度によるまず表自体が訴えているところは、制度の説明なのか、それとも誰がやるかという、例えば前は弁護士とか、そういうような形で基本的にはという形だったんだけど、今は弁護士など、その他行政のほうの法定の資格を持った方でなくても、要するに、家族でも誰でもなれるわけですから、別に難しい法律も特に必要ではないわけですから、そこら辺のところであなともなりませんか、成年後見人制度の権利をとってというふうに言っているのか、それともどこか特定の地域があって、そこに成年後見人の資格者と言うか、例えばここに弁護士さんとか書いていないですから、我々の仲間なんかでも弁護士としてやっている人もいますが、その場所が書いてあるわけではなくて、この表自体は何を訴えているのかということがちょっとわからなかったです。

○金安会長 課長、何かありますか。あるいはご担当の。どうぞ。

○齊藤地域福祉課長 地域福祉課長の齊藤でございます。こちらの資料につきましては、先ほど来から新宿区における高齢者人口の問題であるとか、あるいは認知症高齢者の増

加が今後予想される、また、ひとり暮らし高齢者など、ご自身がなかなか判断をすることが難しい状況が生まれる要因が幾つかございます。

そういった中で高齢者の権利をしっかりと守っていくためにこういった成年後見制度というものが存在している。これをいかに活用していただきまして、その活用に当たりましては、さまざまな、先ほどお話がありました専門家による後見人のお話がございますが、多くの場合、親族による後見人というのもございます。また、それだけではやはりカバーし切れない部分については、今後、市民後見人であるとか、これは市民後見人というのは区民の方、住民の方が一定の研修等を受けていただいて、やはり資格と言うか、条件を備える、そういったことを進めていきたい、こういった内容になっているということでございます。

○金安会長 どうぞ。

○林委員 それじゃあ、タイトルで先ほど私リポートされましたけれども、言ったことは誰に訴えているかわからなかったんだけれども、要は制度を利用してほしいんだということになると成年後見法というのがあるわけですから、その辺、タイトルを口幅ったいのですが、成年後見人制度利用によるとでも書いたほうが、ここは成年後見人等によるというのは何かぴんと来ない部分がありますので、この辺がもし検討の余地があればしていただければ、我々区民のほうとしてはここを利用するんだなと、利用するにはどこにそういうのがあるんだろう。例えば高田馬場のほうに一、二カ所ありますとか、そういうようなことがわかってくると思いますので。以上です。

○金安会長 少しご検討いただけますでしょうか。多分、この見出しがすっきりしないというご意見ですね。いろいろ今後検討いただければ。

○林委員 ちょっとほかの方はどう思うかわからないけれども、私はあれなんですよね、成年後見法のをしたときに、出たときにはそういうような形でタイトル、そうなるので。

○金安会長 わかりました。

ほかに。

○福井委員 区商連からの神楽坂の福井ですが、成年後見制度というのは、認知症になっちゃった結果論で、認知症になった人を対象にしているというふうに認識していただいて、地域のコミュニティがあったら認知症になる前に任意後見を進めていかなければ僕はいけないんじゃないかと思っています。もっと成年後見の結果をどうしようかということ

じゃなくて、成年後見人じゃなくて、任意後見をもっと理解してもらうように進めるのが僕はやっぱり地域コミュニティの一番の問題じゃないかなと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○今井委員 先ほど来から成年後見制度のスピード感の話が出ておりましたが、私も何件か、年にかかわるケースがあるのですが、やはり成年後見制度を申請する段には、実際に動いていないとだめな状況になっていることというのが非常に多くて、特に障害の方々なんかは、親御さんがまだ私が生きているからこの子を見るんだということで、成年後見などを考えずに生活をされていますが、そうなりますと、親であったり親族でないとなかなか申請ができないという状況もございまして、そのサービスにかかわる方々でも申請に向けて準備ができるような仕組みづくりというのが必要になってくるのではないかと思います。その必要性がある方と必要性がない方の見きわめをするということをお大前提としてスピード感を上げていって、必要性がある方には成年後見制度につなげていくということをしていくということは、先ほど来から出ております。事前に、やはり任意後見などを活用しながら生活していく仕組みができていくとそれがスムーズに行くのではないかと思いますので、制度に反映していただければと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

またいろいろご意見があるかと思いますが、もう1つの項目がありますので、先に進めたいと思います。ご意見は先ほどのカードにご記入いただければと思います。

それでは、今日の審議の最後になりますが、個別施策の7、セーフティネットの整備充実についてという項目に移りたいと思います。まず、ご発言を植村委員からお願いできますでしょうか。

○植村委員 私も新宿の高齢者保健福祉のほうはいろいろタッチさせていただいておりますが、このセーフティネット、新宿の状況というのは実は余り詳しく承知しておりません。一般的に生活保護の話が出ると、若くて働ける人がやたら生活保護を受けているという、そういうことが問題だというふうに常に言われるのですが、一番生活保護を受けている人の数からいけば、圧倒的に高齢者が多いということで、まず新宿の生活保護の受けておられる方が、一体どういう方々がどういう状況で受けておられるのかというのがまずしっかり調べるといえるか、しっかり認識しないといけないのだろうなと思います。

高齢者の方に幾ら働けと言ってもそれは無理な話ですので、そういった内容が変わってくるのではないかなと思います。先ほどの人口ピラミッドの話の続きのようになりま

すが、人は移動するわけで、ある意味、ピラミッドだけを見る限りでは、非常に都合のいい人たちが新宿にいて、暮らしにくくなると出ていってしまうということで、今回の話ではないですが、子育ての問題も、子どもができて子育て世代になってくると、新宿では恐らく地価の問題が一番大きいと思うのですが、なかなか暮らせなくて出ていってしまうと、子育て問題、新宿は重要でないかのように見えてしまうのですが、そういう新宿でいいのかという先ほどご指摘があったように、そこから考えていけないといけなわけで、同じようにセーフティネットとか生活保護の問題も、要するに、お金がなくて新宿では暮らしにくい人はもう少し安く生活できるところに行けばいいじゃないのというようなことで解決してしまうというようなことが起こり得ると言うか、起こっているのかもしれないという気がします。

そういうことでいいのかというような、特に高齢者の生活保護の方を見ますと、やはり若いときから結構苦しい生活をされている方がそのまま高齢期になって、もう無理ですという形で生活保護になるというケースが多くて、特に母子家庭の方とかが高齢期になって生活保護をもらうという方が多いので、若いときからの生活というのがきちんと支えられていないとそれが結局、生活保護になっていくという問題があります。

先ほどのように若いときに生活の苦しい方が新宿にはいないのですよというような状態だと、高齢期になってからの生活保護の人も余りいないということになって、それでいいのですかという、そういうところから恐らく考えていけないといけなくて、今の現象は、とりあえず例えば生活保護が少なくなったからよかったですねみたいな、そういうことだけでは済まない問題だと考えていけないといけなかなと思います。

○金安会長 ありがとうございます。ほかに意見は。どうぞ。

○有馬委員 区議会議員の有馬です。今のお話を聞いて、新宿の特徴というのは大都会でございまして、恐らく高齢化、生活保護のリスクが非常に高い、東京都全体から比べても。ということは、恐らく例えば単身者が多いとか、単身高齢者が多いとか、そういう割合にも恐らく関係をしているのかなと実感をしております。

それで、日常的に我々もさまざまな生活に関する、私だけではないのですが、相談を受けるわけですが、生活保護に至る段階での相談事というのは多く、そこまで行くまでの過程をどのようなシステムで受け皿をつくって相談機能に乗せるのか、なかなかそこをどう構築するかが重要かなと思っています。

ぎりぎりの段階にならないと、ご自分のそういうことというのはなかなか言っていく

ということが勇気の要ることであるし、言い出せないということもあるかと思しますので、例えば高齢者で言えば高齢者総合相談センター、そういったところでもそういう相談に乗りますけれども、そのようなシステムの構築がいかに早く察知してつないでいくかということが極めて重要なと実感しました。

○金安会長 どうもありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 今回の有馬委員のおっしゃるとおりで、システム構築というのを明確に説明されれば我々もわかるのですが、参考に、私もわからない点があるのですが、生活困窮者の方が受給する、生活保護受給者の方の受給条件というのはよく私は勉強していないのでわからないのですが、新宿区の居住歴というのが条件としてあるのでしょうか。それから、何でこんなこと聞くかと言うと、東京都23区、あるいは他県のほうでも恐らくこういう形でもって手を差し伸べようとしているのでしょうか、新宿区の条件が非常に易しい、受け入れられるということになると新宿区にどっと、変な言い方ですが……。そうすると、この計画自体が最初から何かつかみ切れないんだろう。だから、どの程度想定された計画なのかどうか、システムをつくるときに、ということです。

○金安会長 いかがでしょうか。

担当の課長さん、お願いできますか。

○齊藤地域福祉課長 地域福祉課長の齊藤でございます。生活保護の受給に関しまして、一般に住民票などの住所要件はありません。現住地ということで、そこにいらっしゃるかどうかといったことで判断をしますので、今いらっしゃるでも住民票をお持ちでない方ということもある。したがって、住所要件というのは、実際にいるかないかということで判断するというところでございます。

○金安会長 どうぞ。

○林委員 ここの条件は新宿区が非常にやさしいソフトないい条件を、社会的に救済的な要素が強くなればなるほど、新宿区にはやはりホームレスの方とか、いろんな方がいろんな場所に発生する可能性はあるんじゃないかと思います。事実、そうなんです。

○金安会長 どうぞ。

○ふじ川委員 新宿区議会議員のふじ川でございます。私、大阪維新の会に所属しております。大阪で同じような事象が起きて、周りの近県から大阪市にどんどんどんどん生活困窮者が流れてきて、その部分の人口比がその区の、例えば25%が生活保護を受けている、そういうようなところも散見されます。

私としては、新宿のこういうセーフティネットを手厚くするというのは非常に賛成なのですが、大阪でも散見されているのですが、生活保護を受けながらパチンコに行っている、毎日、こういうのはやっぱり避けたい、この辺のめり張りと言うのですか、やっぱり体が動くのであれば、本当は仕事をしていただきたいのですが、手に職がなかったりして、ぴたっとフィットするものがなければ職にありつけないというのであれば、例えば清掃の、例えば毎日、清掃を何時間やるとか、そういう形でやるのはいかがかなと思います。

○金安会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○石田委員 私、小学校PTAのときにホームレスが西戸山公園とかいっぱいいらしたのですが、地域で本当、皆さんが協力して楽しく仲よく公園をつくるようになったらホームレスの方がほとんどいっしょらなくなったなという面では、本当に地域で支え合う、コミュニティをしっかりと強化していくことが大事だなと思うのですが、6月15日付の男女共同参画週間の「しんじゅく」広報を掲載されたある町会の方が本当にショックを受けましたということで、男女共同参画社会づくりが意外と地域に、町会にもおいていない、だから本当にそういう皆さんが、命が大事にされる社会づくりが新宿区で推進されていることがおいていないということがすごくよくわかるのですが、ぜひそういうことを皆さんに理解してもらってコミュニティがしっかりできる社会をつくっていただきたいなというふうに思います。

○金安会長 どうもありがとうございます。

金澤委員、どうぞ。

○金澤委員 公募区民の金沢由利子です。参考資料の6で、4ページとかに、24、25にありますように、私の知っている限りで、本当にリップサービスではないですが、新宿区は寄り添って、結構よくホームレスを減少させるために努力されているなど感じております。

新宿という土地柄、やはり子どもができちゃって新宿に行けば何とか仕事にありつけるとか、母子生活支援施設とかで少し私も絡んだことがありまして、その後のフォローアップが非常に大切だと思います。困ったときは堂々と支援を受けられる、その後、やっぱり半年間ぐらいできちんと就労支援につなげていけるという体制で、今までの個別施策の2、3、4に共通していることは、本当に人づくりと言うか、障害にかかわる人、

成年後見もそうでした、もう終わっちゃったのですが、そういう部分に関して、システムづくりも大事ですが、人をどういうふうに育て、配置し、寄り添って支援していくかというところに今後の10年間のポイントがあると思っております。

とにかく、支援される人、支援する人はお互いさまでいつか自分もそうなるわけですから、そういう意味でこのホームレスも人目にはわからない内臓の疾患とか、いろんな障害とか、高齢とか、生活とか、経済とか、いろんな要因が絡み合っただけのこういう政策になっていると思いますので、どうか行政に関しては1人の人に対していろんな支援が一遍に、縦割りではなくて、共通した認識のもとによく連携をとりながら、その区民のために援助、または自立の方向に持って行っていただける人をつくっていくと言うか、またそういう人を増やしていくと言うか、配置をしていくと言うか、そういうことを望みたいと思っております。ありがとうございました。

○金安会長 どうもありがとうございました。

この4つ目の項目に関しては、ここで終了としたいと思っております。ご意見のある方はまた皆様のご意見カードにご記入いただければというふうに思います。

○林委員 1つ。先ほどから皆さんいい意見言われたり、提案されたり、ご意見を拝聴させてもらって勉強になるのですが、今言ったことは皆さん、発言したことは、やり方も私わからないのですが、ここに先ほどの質問カードがあるのですが、ここには書かなくて、このテーブルで言ったのはどなたかが控えて検討していただけるのですね。今の我々の質問、この場で終わっちゃうのですか、発言は。

○金安会長 発言は記録とか、議事録がどうなっているのかということと、それからどう反映するのかという2つぐらいあるかと思うのです。

○林委員 言いたいのは、議事録に残るのは最初の説明でわかっているのですが、そうじゃなくて、会長初め皆さんのところで、せっかく皆さんいい意見、提案も出しているわけですから、それを検討して、こういうふうに検討しましたという結果を言っていないと、言ったかいがないですよ。それやっただけですか。

○金安会長 課長、どういうふうにその辺は進められますか。

○菅野企画政策課長 もちろんいただきましたご意見は全て、具体的に言いますと、計画の書き込みにつきましては起草部会のほうでももみますし、この後もさまざま区民の皆様のご意見も聞きますし、こちらの会議録につきましては制作もいたしましても、それは全て計画のほうに、もちろん全てそのままということではございませんが、参考にさ

せていただき、計画の策定ということに入りますので、いただいたご意見が今日そのまま終わるということではなくて、議事録にももちろん残りますし、本日いただいたご意見というのは全て、計画を策定する際のご参考にさせていただきますので。

○金安会長 どうぞ。

○林委員 じゃあ、発言された方とか提案された方に対して、何らかの形ではフィードバックがあるわけですね。これは何月の何日のこんなふうに質問がありましたけれども、こんなふうに検討しましたよと、何かのあれ、そうじゃないとここで何言ってんだか、終わっちゃいます。

○菅野企画政策課長 ご意見とご質問が混同されていらっしゃるかもしれません。ご質問で私どもが答えるべきところを。

○林委員 まず提案のことと、それから質問と言っているじゃないですか。それに対しては何らかの皆さん、そういう形で。

○菅野企画政策課長 ご質問のほうで答えるべきところが抜けているということであればご質問いただいて、この場でお答えしたいと思います。

○林委員 先ほどから伺っていると1人ずつ発言して応対と言うか、何となくそれでもって終わっちゃっている感じなので。

○菅野企画政策課長 ご意見につきましては……

○林委員 いい意見がいっぱい出ているわけですから。

○菅野企画政策課長 それについては、もちろん今後の計画の参考とさせていただきます。ご質問をいただいたものにこちらが答えていないものについては追加でもお答えいたしまして、基本的には皆様からいただいたご意見というのは計画の策定に参考とさせていただきます、基本的には行政のほうにご質問いただいて、私どもが全てお答えするというのではなくて、今回、審議会委員の皆様方に貴重なご意見をいただければと思いますし、質問があったのに答えていない部分があったら追加で答えたいと思います。

○林委員 進め方で伺いたいんですけども、今皆さん質問したり、発言したり、提案しているのは、これは何なんですか、要するに。

○菅野企画政策課長 いただいたご意見につきましては、計画の策定の参考とさせていただきますのでございまして、ご質問とご意見というのは違いますよね。

○林委員 私が言いたいのは、既にこれだけの計画の立派なものができちゃっているんだけども。

○菅野企画政策課長 これはあくまでも案でございますから、これが計画だということではございません。

○林委員 先ほどから会長初め皆さん、行政のほう、実際にプランを練られている方のほうからわかりました、そういう貴重なご意見をいただいたからそれは今度のこの計画の中に、今日はこれ全部案のはずですから、そういう形でもって、その中に一つ一つのあれについては、我々の取捨選択するかもわからないけれども、一応皆さんの貴重なご意見ということで反映させましょうねということは一度も出てこないですよ。そうすると、我々誰も話しませんよ。

○菅野企画政策課長 私の言い方が適切でないのかもしれませんが、委員の皆様のご意見につきましては参考とさせていただいて、計画のほうに反映すべきものは反映させていただくと申し上げていたつもりですが、申しわけございません、説明が悪かったようで、ご容赦ください。

○金安会長 今、いろいろご意見ありましたが、審議会の趣旨は、我々委員として集められて、ここでたたき台の案が担当の部局から出てきていますので、それをもとに我々が質問をし、わからないところは質問をし、そして意見のあるところは意見を言う、最終的にそういうことを参考にしながら最終案を持ってきて、ここで我々の合意のもとで区長から諮問を受けましたので、ここの審議会として答申をするということに尽きるのですね。だから、多分、個々の皆さんはそれぞれどうしてこういう項目を挙げないのかとか、それが区の方針で出ないのかと出てくるかもしれませんが、それは最終的にはどこかで総意として出さざるを得ない性格だろうとは思っています。

○林委員 今日意見、本当に先ほどから聞いていると皆さんのいい意見出ているのですよ。これは、要するに次回議事録いただけますか。全員の方に、今日の議事録を。

○金安会長 ちょっとそれ聞いてみますね。議事録は、いつぐらいまでにどういう形で提示されますか。文字起こしをして、活字化するのは結構時間、手間もかかりますので。

○菅野企画政策課長 逆に、皆様のお名前が入った議事録になりますので、皆様にもご確認いただいて、最終的な議事録として確定させていただきたいというところもございますので、なるべく早く作業はいたしますが、次回確定という状態でお出しするというのは申しわけございません、少し難しいかと思えます。

○林委員 よろしく申し上げます。何でこんなにしつこく言うかということ、本当にお耳汚しで申しわけないんだけど、区長が先ほどおっしゃったように、これは新宿区の基

本の一番大事なプランであるからということだから笑ってやるわけはいかないと思うんですね。後で笑えばいいわけだから、やっぱり入り口の段階ではきちんと議事録もとっていただいて、発言も一つ一つ行政の方に検討していただきたいし、行政の方のつくられたものに我々が単に形づくりのために集まっているわけじゃないですから、やっぱりぜひこれは区民の意見は反映するような形を、フィードバック、これ意味がないと思いますので、お願いします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

それでは、もう12時が近くなってしまいました。次第で言いますと4審議は、以上にさせていただきたいと思います。

次第5に事務連絡というのがありますので、事務局のほうからお願いいたします。

○菅野企画政策課長 事務局です。それでは、事務連絡につきまして、担当から説明させていただきます。

○事務局（鹿田） 事務局の企画政策課の鹿田と申します。

まず、皆様の机の下に、ボックスファイルがございますので、ご確認ください。

こちらには、会議で常時使用する資料、冊子類など、お持ち帰りにならないものを入れてください。事務局で保管しまして次回の会議にお持ちいたします。また、ボックスファイルの中にリングファイルをご用意しておりますので、ご利用ください。

次にご意見カードについてです。ご意見カードに記入された場合については、お帰りの際、こちらのかごに入れてください。カードは次回の審議会委員の皆様にコピーをして配付いたしますので、ご了承の上、提出をしてください。

また、後日、提出する場合でご意見カード様式の電子データを希望する場合については、お申しつけください。すみません、申しおくれましたが、事務連絡、今お話ししたものが机の上に置いてございます、この空色の紙のほうに書いてございます。ご確認ください。

次に、委員報酬について、担当の宮沢からご説明いたします。

○事務局（宮沢） 事務局の企画政策課の宮沢と申します。

では、はじめに委員報酬及びマイナンバーのご提出についてお知らせいたします。なお、こちらの項目につきましては、区議会議員の委員の方々は対象となりません。

まず、委員報酬についてです。月の初日からその月の末日までの間における会議出席日数による計算した総額を翌月10日前後に指定された口座へお振り込みいたします。

また、所得税の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表、月額表乙欄を適用し源泉徴収いたします。

続きまして、マイナンバーの提供についてです。閉会后、個人番号届をご提出いただきます。その際、個人番号とご本人様確認をさせていただきますので、お名前をお呼びするまでお席でお待ちください。お名前をお呼びいたしましたら個人番号届と、個人番号カード、本人確認の書類をこちらの事務局までお持ちください。対面式でご確認いたします。ご協力をお願いいたします。

なお、支払金口座振替依頼書も事前に送付しておりますので、そちらも同時に提出してください。

また、お忘れになった方は次回以降で結構ですので、その旨、お申し出ください。

以上となります。

○菅野企画政策課長 それでは、最後に、次回第2回の審議会の開催通知と資料のほうをお配りさせていただきたいと思います。次回は7月26日の午後2時からの開催となりますので、資料にお目を通していただきまして、当日ご持参ください。

本日は貴重なご意見を多数頂戴いたしまして、まことにありがとうございました。

以上で、第1回の基本構想審議会終了ということにさせていただきたいと思います。次回以降もよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。